

社会福祉法人養父市社会福祉協議会小口現金取扱要綱

平成 23 年 3 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会経理規程（以下「経理規程」という。）第 24 条に基づき、小口現金の取扱いについて必要な事項を定め、設置箇所の小額経費支払業務の円滑化を図ることを目的とする。

(設置箇所)

第 2 条 小口現金は、経理規程第 24 条第 2 項により下記の箇所に設けることができる。保管限度額を 10 万円としているが、支部は 2 万円とする。

- (1) 養父支部
- (2) 大屋支部
- (3) 関宮支部

2 普通預金口座より小口現金へ補充する場合は、出納責任者の承認を得なければならない。

(責任者)

第 3 条 前条第 2 条に定める小口現金の設置箇所において、取り扱いに関わる出納責任者は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉課係長

(出納事務)

第 4 条 小口現金出納簿を備え付け、前渡しを受けた現金について、次の事項に留意する。

- (1) 相手先名
- (2) 入出金の内容（事由等）
- (3) 領収書の確保

(精算および補充)

第 5 条 小口現金出納簿の残高と実際の現金有高が一致しなくてはならない。

小口現金出納簿＝実際現金有高（金種確認表）

2 小口現金の請求は養父市社会福祉協議会総務課とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。